

遠隔診療に係る要件の明確化

(平成27年8月10日 厚生労働省事務連絡)

規制改革の内容

特例措置前

遠隔診療の取扱いについて、遠隔診療を行って良い場合が判断しづらく、限定的であると解される恐れがある

特例措置

離島・へき地の患者以外の場合や、初診であって直接の対面診療を行うことが困難である場合についても、医師の判断により遠隔診療が可能であることを明確化

効果

遠隔診療の多様なニーズに対応

規制改革の概要

遠隔診療に係る要件が不明確

以下を明確化

- ・離島、へき地の患者は例示であること
- ・下表の遠隔診療の対象、内容も例示であること
- ・初診であっても、医師の判断により遠隔診療が可能であること

| 遠隔診療の対象 | 内容 | 遠隔診療通知 別表 |
|----------------|---|-----------|
| 在宅酸素療法を行っている患者 | 心電図、血圧、脈拍、呼吸数等の観察を行い、在宅酸素療法に関する継続的助言・指導を行うこと。 | |
| 在宅難病患者 | 心電図、血圧、脈拍、呼吸数等の観察を行い、難病の療養上必要な継続的助言・指導を行うこと。 | |
| 在宅糖尿病患者 | 血糖値等の観察を行い、糖尿病の療養上必要な継続的助言・指導を行うこと。 | |
| 在宅喘息患者 | 呼吸機能等の観察を行い、喘息の療養上必要な継続的助言・指導を行うこと。 | |
| 在宅高血圧患者 | 血圧、脈拍等の観察を行い、高血圧の療養上必要な継続的助言・指導を行うこと。 | |
| 在宅アトピー性皮膚炎患者 | アトピー性皮膚炎等の観察を行い、アトピー性皮膚炎の療養上必要な継続的助言・指導を行うこと。 | |
| 褥瘡のある在宅療養患者 | 褥瘡等の観察を行い、褥瘡の療養上必要な継続的助言・指導を行うこと。 | |
| 在宅脳血管障害療養患者 | 運動機能、血圧、脈拍等の観察を行い、脳血管障害の療養上必要な継続的助言・指導を行うこと。 | |
| 在宅がん患者 | 血圧、脈拍、呼吸数等の観察を行い、がんの療養上必要な継続的助言・指導を行うこと。 | |



遠隔診療
ニーズに対応

